

基本問題・計画専門調査会（第 52 回）の主なご意見

1. 全般に関わる事項

- ・ 家族形態の変化には、貧困層の拡大や在住外国人の増加も要素として考えられる。第 3 次計画では、第 2 次計画策定時点と地域の現状も大きく変化してきているため、男女共同参画を推進する上で、対象となる人を再度捉えなおす必要がある。
- ・ 新たな計画では、世代別や、男女別など人に着目して対象を設定し、きめ細かく対応すべき。
- ・ 世界中で課題になっている、移住女性を含め人口移動の問題に対して、ジェンダーの視点を取り入れて考えるべき。
- ・ 3 次計画では、2 次計画よりもより具体化したものとしていくべき。数値目標をできるだけ設定し、評価、反映、検証等が重要である。

2. 各 WG 報告に関わる事項

○ 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- ・ 公務員制度改革に関連して、公務員管理職への民間女性の登用を検討してはどうか。
- ・ 公契約におけるポジティブ・アクションの評価項目を検討する際には、企業のワーク・ライフ・バランスや労働法の遵守等の観点も入れるべき。
- ・ 公契約における評価の在り方については、男女共同参画だけではなく、環境、福祉など他の分野も含めて、政府全体で検討すべき。

○ 女性のライフスタイルに沿ったエンパワーメント

- ・ CEDAW から間接差別と指摘されているコース別雇用管理区分や転勤を経験しなければ昇進しないといった人事雇用体系をいかに見直していくべきか。
- ・ 雇用管理区分そのものをなくすことは難しいと思うが、コース別人事が実質上、男女差別につながるのであれば、厚生労働省から行政指導の一環として、企業向け通達を出すなどの取り組みが必要。
- ・ ジェンダー統計の徹底が重要であり、教育の分野では、高等教育の女性の割合が低く、女性研究者を増やしていくための基礎的なことである。

○ 地域における男女共同参画の推進

- ・ 性被害者や DV 被害者の救済には、地域でのシステムづくりが必要。
- ・ 予算難の中、地域における男女共同参画の推進拠点として、男女共同参画センター等がネットワーク等の機能を発揮していくためには、第 3 次計画の中で具体的に項目立てするなどテコ入れしていく必要がある。

○ 男性にとっての男女共同参画

- ・ 育児休業をとることで、会社に役立ったことなど男性のサクセスモデルが必要。
- ・ 男女共同参画が遅々として進まないのは、人口の半分以上を占める男性の賛同を得られなかったからという認識が必要であり、男性をどう巻き込んでいくか考える必要がある。

○ 生涯を通じた健康支援

- ・ 性教育をはじめ健康教育については、関係府省等が連携し、情報共有することで、学校現場における実効性を高めていく必要がある。
- ・ メンタルヘルスの観点も取り入れるべき。
- ・ 生涯を通じた健康支援について、具体の数値目標を設定していくべき。
- ・ 生殖補助医療（いわゆる代理母）についての記述も必要。具体的な取り組みまで記述しなくても、早期に整備していくといった表現で新たな計画の中に記載してはどうか。

○ 国際的協調・対外発信機能の強化

- ・ 「対外発信機能の強化」としては、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の際に、NGOの動きが対外的に発信効果が高かったように、外交の窓口となる大使などの女性比率の向上を図っていくべき。

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- ・ 中小企業のワーク・ライフ・バランスが進まないことの要因として、大企業との取引慣行がある。中小企業は立場が弱いので、短期間での納入などによりワーク・ライフ・バランスを進めるのが難しくなる。また、小売業や宅配便などの運輸業では、消費者の意識の問題でもあるが、長時間労働になっており、ワーク・ライフ・バランスの実現が難しい。これらの業界全体の意識改革をいかに進めるべきか、新たな計画の中で提言をしていく必要がある。